

# 言語行為論をどう評価するか

大澤真幸

言語行為論は、世界内に特定の社会関係を定在させうる効力をもった〈行為〉として発話を分析する視点を開発した。この新しい視点は、〈意味〉の概念の刷新を促すものだったといえる。しかし言語行為論は、言語行為の〈主体〉となる審級を予断的に実体化することで、言語行為の〈意味〉の本源的な決定不能性を把えそこねる結果となった。だが、この言語行為論の失敗は、言語行為の「〈意味〉の決定」に対してかかる〈主体〉の審級が果す積極的な機能を暗示しており、さらにその審級が〈意味〉の了解構造の内に擬制的に構成される機序を、解明すべき課題として前景に出すのである。

## I

【0】本節では、まず言語行為論が伝統的なコミュニケーションの理論に対してもっていた革新的意義を明らかにし、それをもとに意味の概念を再考してみよう。

【1】言語行為論は、コミュニケーションを、行為としての発話をもたらす一種の「効力」の交換過程とみなす視座を開拓した。言語行為論の発見によれば、「効力」とは、世界内に特定の社会関係を設定する、行為としての発話の潜在的な力能である。言語行為論は、(とりわけ文が表現するような)「意味」の伝達と理解されてきた古典的なコミュニケーションの概念を解体・刷新するものだったといえる。と同時に、それはコミュニケーションの理論を、行為の理論の内に再措定することにもなった。

J. Derrida もまさにこの点に着眼し、1971年のフランス語圏哲学会議に提出した論文の中で、J. L. Austinの哲学——「公認」された理解によればこの哲学こそが言語行為論の祖である——の肯定的意義を次の4点に要約している(Derrida〔1971〕)。

〔1〕Austinは、(とりわけ発話内行為 il-

locutinary actや発話媒介行為 perlocutionary actの分析を通じて)、言説にかかわる行為を、コミュニケーション的な行為という資格においてのみ、考察した<sup>(1)</sup>。

〔2〕Austinの発話内行為や発話媒介行為といった概念は、意味内容の伝達を指示するものではなく、ある種の運動の伝達と、効果の産出を指示している。即ち、Austinのいうコミュニケーションとは、記号のインパクトによる効力の伝達のことである。

〔3〕Austinの言う執行的発話(performative utterance)は指示対象をもたない。それは言語に外在する実在を記述するものではない<sup>(2)</sup>。

〔4〕Austinは、執行的発話を、真理値(真／偽の2分法)の権威から解放した。かわって、彼は、それを効力の差異という視点から分析した<sup>(2)</sup>。

【2】尤も、「意味」と「(発話内)効力」との関係は単純ではない。

Austin自身は、意味(字義)と効力を区別し、効力は、社会的な慣習(convention)によって生ずると論じている。

しかし Austin 以後の言語行為論の諸理説は、Austin の与えたこの二分——意味（字義）／効力——に対して、むしろ懐疑的だったと言える。例えば、Jonathan Cohen〔1964〕は、顕在的な執行的発話（explicit performative）においては、効力を執行動詞（performative verb）の意味以上には特定できないことから、それを発話の意味の一種とみなし、さらにこの結論を潜在的な執行的発話（implicit performative）へと延長した（音形をもたない、抽象的な次元にある執行動詞が、潜在するとみなすわけである。↳ 抽象的執行仮説Ⅲ【3】）<sup>(3)</sup>。もし Cohen 流の理解に立つならば、我々は「効力」の源泉として「意味」とは独立の実体を措定する必要がなくなる。

Cohen のこの見解は、John Searle〔1969〕のとるところでもある。Searle によれば、すべての発話行為は、常にそれ自体で発話内行為であり、発話行為の一部をなす意味行為は、それが表現する意味それ自身によって、発話内効力を示さなくてはならない。従って、Searle は、発話行為を執行するために使われるあらゆる発話を、命題内容表示要素（the propositional indicating elements : P）と発話内効力の差異を示す機能表示装置（the function indicating device : F）の複合として理解した。即ち、あらゆる発話は、命題内容表示部分 P を主語的な契機とする述語  $F_{(p)}$  の形式を持つというわけである。

これらの議論は、意味を効力と単純に対置するのではなく、後者を前者の内に回収しようとする方向を示唆している。勿論それは、Austin 以前の見解への単純な回帰ではない。

【3】以上の理路の展開を念頭に置いた上で、コミュニケーションにおける「意味」と「効力」の関係を再考してみる必要がある。

コミュニケーションの本質は、自我と呼ばれるシステム E と他我と呼ばれるシステム A の活動の選択の間の特殊な関係にある。E の活動の選択が、A の活動の選択を条件づけるとき、換言すれば、E の活動の選択が A の活動の選択肢集合を限定的に開示するとき、両者の間にコミュニケーションが存在すると言うことができる。（関係は一定のタイム・スパンを通じて相互的な場合も一方的な場合もありうるだろう。）コミュニケーションを定義する E と A の選択間のこのような関係は、「E の活動による・E から A へのメディアの伝達」がもたらしたと考える他はない。いわば、E の活動は A の活動の選択に対して、ある種の強制（条件づけ）を行う潜在的な力能を持つとみなしうるわけであり、「発話内効力」とは、このような力能の呼称として与えられているのである。A の選択の受容は E による条件づけの結果としてのみありうるわけだから、それ自身、E と A の社会関係（の特定の型）を規定するものなのだから。

他方、メディアをなす意味を、単純に「世界」の記述＝写しとみなすわけにはいかない（↳ 注（2））。意味の本質は、行為と認知の選択肢集合を許容域と非許容域へと弁別する特殊な手続き（アルゴリズム）——我々はこれを〈規範〉norm と呼ぶ——と相関的にしかとらえられない。このようなアルゴリズムが存在するとすれば、それは選択肢集合 X から評価空間 Y（許容域／非許容域）への関数 F によって表現されるはずだ。意味とは、いわば、この関数の特定値  $F_{(a)}$  のことである。換言すれば、意味とは、認知・行為の選択肢集合の各要素の、特定の〈規範〉によって決定される評価空間上の位置のことである<sup>(4)</sup>。

執行文（発話）の意味もまた、言うまでもなく、意味のこのような形式を満たしている。こ

の場合、諸々の執行動詞が、執行文の意味を決定するある種の関数型（〈規範〉のタイプ）を表示するものだが、その関数は（伝達によって設定される）EとAとの関係の特定形式（の許容域／非許容域）を指定する性能を含んでいなくてはならない。即ち、発話の意味は、執行動詞が表現する一種の多変数関数の特定値である。

だから、意味は、常に〈規範〉依存的な（非）許容性としてたちあらわれる他なく、したがってEからAへの意味の特定形式の社会関係の妥妥した伝達は、まさに伝達という事態そのものによって、Aの行為・認知の選択を条件づけてしまうだろう。即ち、意味の概念をこのように再措定するならば、（発話の）意味の伝達は、Aに執行動詞が表示する特定形式の対他関係（即ちEへの関係）を強いるものであり、このことを通じて、Aの認知あるいは行為の選択肢集合を限定するのだと考えることができる。つまり意味は、（伝達に付されたとき）それ自身の内に書きとめられている特定の社会関係を世界内に定在させる一種の喚起機能を、その必須の契機としているのだ。発話内効力とはこの喚起機能の別名に他ならない。

こうして、意味概念を革新することによって、我々は、効力を、意味と独立の実体としてではなく、意味そのものの契機として位置づけ直したのである。この効力をその契機として包含する新しい意味概念を、古典的なそれとの区別を明示するために、〈意味〉と表記することによって指示しよう。

ともあれ、以上のような視座は、言語行為論によってなされた古典的な「意味」概念の批判とコミュニケーションをめぐる新しい着眼を、それ自身の内に統合し、いわば「止揚」するものだと言えよう。

## II

【0】本節では言語行為論の目論見を明らかにし、その挫折の必然性が発話（の連関の）自己言及性であったことを明らかにしよう。

【1】我々は言語行為論の肯定的な成果を簡単に確認してきた。しかし言語行為論の最も大きな貢献は、むしろ否定的成果とでも呼ぶべきものの内にある。言い換えれば、言語行為論がその挫折において逆照射するものにこそ、言語行為論の残した最も実り豊かな遺産を確認することができるのである。J. Derrida〔1971〕が、Austinの言語理論に關説して、まさにこのような否定的成果を指摘している。

【2】Austinのねらいは、あらゆる言語行為を適切なものと不適切なもの（*felicity / infelicity*）に弁別する諸条件を明示するところにあった。即ち、彼は、言語行為の総体を抱括的かつ排他的に、許容域と非許容域へと弁別する〈規範〉を書き記そうとしたのである。この目論見は、今日でも、言語行為論の、そしてまた「語用論」の名の下に一括される周辺諸理論の主要な課題をなしている。

例えばD. Hymes〔1971〕は、コミュニケーションにおいて、適切な発話が満たすべき条件として、統語的・意味的適格性と語用論的適切性（*appropriateness*）とをあげている。彼は、これらの適格性・適切性をもった発話をもたらさうする話し手（聞き手）の知識を「コミュニケーション能力（*communicative competence*）」と呼んだ。Hymesによれば、この能力によって、話者は三重の判断——発話の形式的（文法的）可能性についての判断・発話の心理的産出可能性についての判断・発話の脈絡的＝社会的可能性についての判断——を遂行しうる。（↳ 広井〔1978：7-8〕）。D. T. Langendoen〔1975〕もまた、Hymesとほとんど同様な理論構成に

よって、コミュニケーションの切り結ぶ社会関係の中で発話が定位され機能するメカニズムを説明しようとした。Langendoen は、発話自体の言語構造が内包する字義 (literal meaning) と発話が特定の場面でもつ意義 (signification) とを区別し、意義は字義と特定の脈絡 (context) の関数として与えられる、と主張する。だから、Langendoen によれば、発話解釈システムは、S を発話の字義、C を関連する脈絡的情報、S' を意義としたとき、 $F(S, C) = S'$  として表現される。

だが、コミュニケーション場面において言語行為を適切な言語行為として成立せしめている諸条件の (したがって <規範> の) 探究は、Austin 自身とその直接の後継者を自認する Searle によって最も徹底してなされた。周知のように、Searle [1969] は、そのような諸条件 (felicity conditions) として、話者によるノーマルな言語能力の所有の他に、「命題内容条件 (propositional content conditions)」「予備条件 (preparatory conditions)」「誠実性条件 (sincerity conditions)」「本質条件 (essential conditions)」の 4 種類をあげている。Searle によれば、適切な言語行為は、これらの諸条件をすべて満たしていなくてはならない<sup>(5)</sup>。これらの諸条件は、Austin [1962=1978] も、Searle に先だて、未整理ながらも実質的にはすべて指摘している。

【3】適切性条件を完全に明示し尽くそうと企図する一方で、Austin は、— Derrida [1971] が指摘するように — すべての言語行為が、失効の可能性にさらされていると論ずる。「さて、何よりもまず明白と思われることは、この不適切性ということが、言葉を発する行為……〔さらに〕儀礼的 (ritual) または儀式的 (ceremonial) という一般的性格をもつすべての行為、

すなわち、すべての慣習的 (conventional) 行為が被るべき災禍であるということだ。」(Austin [1962 = 1978 : 33])。

しかし、Austin にとって、言語行為の失効可能性は — その普遍性<sup>(6)</sup>にもかかわらず — 行為の成立に対して消極的な価値しかもたない。言語行為に成立の可能性を与えるのは、行為の現在に対して論理的に先行して存在し、例えば失効した行為を「違背」として確定する適切性条件 (<規範>) だとみなされているからだ。だから失効がありうるためには、行為をそのようなものとして特性化する適切性条件を必要とするが、逆に後者が前者に依存することはないというわけだ。一般論を断念しつつ自身の課題を限定していくときにとった、Austin の次のような理論的戦略が前提にしていたのは<sup>(7)</sup>、失効をめぐる以上のような理解である。「ここで不十分さということで私が考えていることは、一般に……行為がたとえば強制の下で行なわれたり、偶然に行なわれたり、あるいは、さまざまな種類の錯誤により行なわれたり、あるいは意図することなく行なわれがちであるということである。……ここで一般論に立ち込むつもりはないが、このような場合においてもその行為は『無効』であった……などと言えるかもしれない。さて、ここで非常に高度な一般性を持った理論を想定し、これにより今まで不適切性と呼んできたものと、行為……に関する、今ここでとりあげている別種の『不適切な』特徴との両者をともに単一の理論の中に包括するというのも想像可能であろう。しかし、さしあたりここでは、このような種類の『不適切性』に言及しなかったのは、……特殊の場合の考察を当面排除したかったからだ。」(Austin [1962 = 1978 : 36 - 37])。

しかし Derrida [1971] は、以上のような

Austinの基本戦略に対して次のような問いを対置する。言語行為の失効可能性こそ、むしろ他方で、言語行為の積極的な可能性の条件をなししているのではないか？ 言語行為に不可避につきまとう失効可能性こそ、言語行為の存立にとって欠かすことのできない本質的な条件をなししているのではないか？

【4】Austinとは明らかにベクトルを異にするGarfinkelの研究は、言語行為にとって、その失効が、原理的な可能性であることを改めて確認させる。それは、Derridaの如上の問いに対して肯定的な答えすら予示している。

Garfinkel〔1967〕の研究の中から次の実験的な会話例を引用してみよう。

The victim waved his hand cheerily

(S)How are you?

(E)How am I regard to what? My health, my finances, my school work, my peace of mind………?

(S)(Red in the face and suddenly out of control) Look! I was just trying to be polite. Frankly, I don't give a damn how you are.

この会話(コミュニケーション)では、最初の発話‘How are you’において遂行された言語行為は、確かに通常の意味では失効している。この言語行為が失効したのは、それによって表明された発話の<意味>が、決定できなかったからだ。これは、Austinや後続する言語行為論の論客たちが、「さしあたって」考察の外に置いた類の「不適切性」の一例なのかもしれないが、言語行為を律する<規範>は、この種の「不適切性」を「違背」の名のもとに効果的にコミュニケーションから除去しうるのだろうか。

最初の発話が、言語行為として発効しえなかったのは、その発話の<意味>を、その発話を

含むコミュニケーションの内部で決定しようとしているからである。言語行為の鎖列としてのコミュニケーションのこのような自己言及性の故に、(コミュニケーションの要素たる)言語行為は失効を余儀なくされたのだ。Garfinkelは、この種の例を、正常なコミュニケーションが障害なくなされるのは(発話者・受話者に共有された)背景的知識の存在に因る、ということを示す証拠としてあげている。このような知識(の一部)が、いわゆる適切性条件を構成していることは言うまでもない。だが、しかしこの種の背景的知識や適切性条件もまた、原理的には、コミュニケーションの内部で、コミュニケーションに媒介されて調達される他なく、それらをコミュニケーション一般の外部に措定することはできないだろう。即ち、言語行為の適/不適を決定する<規範>は、言語行為の表明する発話の<意味>によって決定されなくてはならない。実際、先のGarfinkelの会話例では、Austinが態度表明型 *behavitives* と分類したような執行的発話の<意味>を、従ってその発話を特性化する<規範>を、別の執行的発話(この場合は言明解説型 *expositives* に属するだろう)の<意味>を媒介にして決定しようとしている。一定的方法的態度に支持されているとはいえ、このようなことが、十分に可能なことである。ところが、既述のように、<意味>自体が<規範>に依存して決定されるため、言語行為の鎖列としてのコミュニケーションは、自己言及的たらざるをえないことになる。(Ethnomethodologyも、このような自己言及性を、コミュニケーションの本源的な性格として、様々な用語(*reflexivity*, *formulating* etc)によって指示してきた。)このことの帰結として、(執行的)発話は、その<意味>の決定不能性を、一つの必然として受容せざるをえない。丁度、

Garfinkel の例で我々が見てきたように。

以上の議論が妥当だとすれば、Austin が論究の対象から排除した言語行為のある種の失効——発話の〈意味〉が決定不可能であるような失効——は、言語行為にとって偶有的な「違背」であるというよりも、いかなる言語行為をも縁どる本質的性格——執行的な発話の自己言及性——に対応するものだと言うことができるだろう。してみれば、あらゆる言語行為を適切なものと不適切なものへと弁別することを可能ならしめている諸条件を列挙し尽くそうとする言語行為論の目論見は、原理的に挫折を運命づけられていることにもなる。

しかし、逆説的ではあるが、もしこの種の失効可能性が言語行為にとって本質的であるならば、またしても Derrida が指摘するように、言語行為の「可能性」自体が、この失効可能性に基づいている（前提にしている）と考えざるをえない。だが、いかなる条件の下で、言語行為の失効可能性は、その積極的な可能性へと転ずるのか？

### III

【0】本節では、言語行為の成立の可能性の条件を解明するための端緒を拓くことが目的である。ここで我々は言語行為＝発話は、「〈主体〉の先験的審級」にその選択性が帰属されているような一種の言及の形態をとっていること、このような先験的審級が成立している限りで、発話のもつ本質的な自己言及性が隠蔽されるということを明らかにすることだろう。

【1】前節の最後の問いに対する解答の手懸りを、アイロニーの了解機制をめぐる語用論の最近の理論に求めてみよう。

「アイロニー」と呼ばれる発話は、確かに表面的にはその〈意味〉の決定に関して揺動的で

ある。実際、分裂病者ならば、その〈意味〉を決定することができないだろう。それは、顕在的な言表が表現する字義通りの〈意味〉とそれとは別の（多くの場合、反対の）〈意味〉との間を動揺する。しかし、にもかかわらず、通常のコミュニケーションにおいて、「アイロニー」の「真の」〈意味〉が決定されるのはなぜか？それはいかにしてなされるのか？

アイロニーの了解機制をめぐる語用論の伝統的な説明は、多くの難点にみまわれており、この問題に関して全く無力である<sup>(8)</sup>。しかし、比較的最近 Sperber & Wilson [1981] が、それらの難点を克服する新しい説明を提唱した。彼らの説は、ここでの問題にとっても非常に示唆的である。

彼らは、アイロニーを、単なる言語の「使用 (use)」ではなく、命題への「言及 (mention)」の一種であると解する (mention theory)。彼らによれば、アイロニーの発話者は、現下の状況にとって明らかに異和的な〈意味〉を持つ「命題」に言及することによって、その「命題」に対する否定的態度を発話の「真の」〈意味〉として開陳するのである。「木魂的アイロニー (provoked irony)」は、先行する発話の一部を直接に言及する<sup>(9)</sup>。「自生的アイロニー spontaneous irony」の場合は——Sperber と Wilson によると——明確に合意されているような社会的期待・通念・世論などが言及の対象となる<sup>(10)</sup>。(↳ 橋元 [1985])

この理論は、アイロニー（とりわけ自生的）における所謂「反語信号」の機能を巧妙に説明する。それは、アイロニーを「言及」として実現する装置なのである。アイロニーを発話するときの特殊な音調・強勢や随伴するウィンク・咳払い・微笑などの態度は、明示的に言表された「命題」の〈意味〉を主語的契機とする一種

の述語として機能する。不必要な副詞・感嘆詞・敬語等も発話の他の部分に対する述語として機能し、反語信号の用をなすだろう(橋元〔1985〕)。また、命題の「反復」も反語信号となるが、それは反復が先行する命題の「言及」として認知されるからである(橋元〔1985〕)。

以上の如きメンション・セオリーは、理論的にも実証的にも、語用論の伝統的なアイロニー解釈に対して優位する<sup>(11)</sup>。アイロニーは、メンション・セオリーによれば、顕在的な発話より高位の階梯に属する一種のメタ・メッセージの形式をとっていると言える。アイロニーの〈意味〉が決定可能なのは、このように、その発話が、それによって言及される〈意味〉の水準から「独立」した・「専ら言及する」上位の水準に、位置づけられているからである。即ち、アイロニーとして表明されるメタ・メッセージの〈意味〉自体は、言及されることなく端的に妥当性を有するかの如く認知されるのである。このような構成は、前節で問題にした発話間の言及的循環を「克服」しているかのようである。

【2】このように、アイロニーにおいては、言及の能動性が——その受動性から独立して——帰属する水準が存在することによって、発話の〈意味〉の決定可能性が与えられる。このような構成は、アイロニーに対してだけでなく、発話一般において、その〈意味〉が「決定可能性」を保有するときには、即ち言語行為が適切なものとして(場合によっては「不適切な遺背」として)可能なきには確立されているより一般的な条件ではないだろうか。

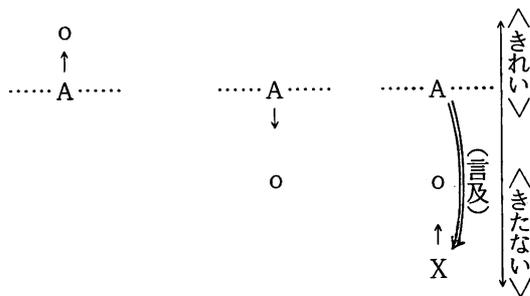
Sperber と Wilson のアイロニー解釈のポイントは、Use (使用) / Mention (言及) なる Searle の強調した発話の二分法に依拠して、アイロニーを言及の一種とみたことにある。我々は、だが、「使用 / 言及」なる発話の二分法に

疑問をさし向けることができる。Derrida の Austin 批判に対する Searle の「返答」<sup>(12)</sup> (Searle〔1977〕) と、それに Derrida が再び応接した論文 (Derrida〔1977〕) が、まさにこの二分法の存否を、重大な争点の一つとしている。Searle は、Derrida が両者を混同していると論ずる。しかし、我々としては、Derrida とともに、両者を分かち厳密な境界が存在しないことを指摘しなくてはなるまい。例えば、泥まみれの子供に対して「なんて、きれいな顔をしているんだ」と発話すれば、その言語行為は「アイロニー」として発効するが、一般の場合(例えば美しい女性を前にしたとき)同じ発話は賞讃として発効する。しかし、前者が言及で(したがって厳密には、我々は、引用符を二重化して、「なんてきれいな顔をしているんだ」(なんてこの場合全くおかしいだろう))と表記すべきだった)後者は使用だとして両者を分割する根拠が強力なものであるとは言い難い(我々は賞讃の場合も、同様に引用符を二重化できないだろうか、「なんてきれいな顔をしているんだ」(というのはこの場合全く当を得ている))。Sperber & Wilson の論法に従えば、「アイロニー」においては、それに応じた「社会的期待・通念」が存在することになるが、この場合、橋元〔1985〕が指摘しているように、「顔がきれいである」という命題が自明な「社会的期待」を反映しているとするのは強弁にすぎると言えよう。しかし、にもかかわらずアイロニーは、見てきたように言及の体裁を取っている(それがアイロニーの〈意味〉の決定可能性を支えていた)が、もしそうだとすれば、後者の発話の「使用」の例も、同じ権利で一種の言及だと言うべきではなからうか。あるいはまた——これも橋元〔1985〕が指摘することではあるが——アイロニーが陳述以外の形態をとっている場合、言及の対象をある種の

「社会的期待・通念」に求めることはますます困難になる。例えば「おれの顔に泥を塗ってくれて、ありがとうよ」という感謝の形式をとったアイロニーが、一種の言及とみなしうるとすれば、通常の感謝（「私のためにいろいろ御尽力下さって、どうもありがとう」）もまた十分言及でありうるはずだ。

この問題に決着をつけるためには、「言及」という形式の本態の何たるかを、再考してみなくてはなるまい。ここで橋元〔1985〕が発案した「仮人称発話」なる概念が、非常に重要な示唆を与える。「仮人称発話」とは、仮構的な人物に帰せられた言語行為のことである。橋元は、mention theory がアイロニーの了解機制の説明に関して、従来の語用論のいくつかの難点を解消するものであるとして評価しつつも、未だにいくつかの難点を残すとし<sup>(13)</sup>、アイロニーを「仮人称発話」への言及であるにとらえ直す。橋元が説明に利用した以下の図がわかりやすい。

- (1)「きれいな顔だね」 (2)「きたない顔だね」 (3)「きれいな顔だね」



この図で上下の距離は、「きれいな顔—きたない顔」に関する評価レベルを表し、横点線は発話者Aの視点が位置づけられる相対的な一般水準を示している。(1)、(2)では、発話者は、Aの位置から直接対象Oを判断し、字義通りの〈意味〉を持った発話を行なっている。(3)は、アイロニーだが、ここでは、発話者Aは、水準以下の対象Oさえも「きれいな顔だ」と判断できるような仮構的な発話者の発話（仮人称発話）を言及して

いるのである。その際、橋元によれば、発話者Aの位置すると認知されている一般水準からすれば、XはおろかOさえも見下しうる立場にあることが明瞭であれば、A—Oの距離にO—Xの距離が付加された分だけ「現実」との乖離が生ずるため、アイロニーは、同趣旨の直截的表現<sup>(2)</sup>より大きな効果を与えうるのである。したがって、(自主的)アイロニーの存在にとって、それによって言及されるべき「社会的期待」の存在は、必要条件ではない。

以上の橋元による「アイロニーの了解機制」の解釈は秀抜である。アイロニーが表明する判断は、二重である。Aの視点からの判断とXの視点からの判断である。両者の判断は矛盾するが、それにもかかわらずアイロニーの〈意味〉が決定可能なのは、Xの視点からの判断に対して、Aの視点からの判断は上位の階梯に属しているからだ。即ち、Xの視点からの判断は、Aの視点に帰属する判断の内部でしか〈意味〉を持ち得ないが、その逆はない。つまりXに帰属する〈意味〉はAに帰属する〈意味〉に言及されなくては存立しえないが、後者は前者から独立して端的に妥当的であり、このことによって〈意味〉の間の言及的循環は「破られている」。ところで、橋元によれば、Aとは発話者の許価水準を指定する視点のことだった。だから、今や我々は次のように言う。アイロニーの決定可能性は、発話（言語行為）の〈意味〉を定義する〈規範〉の選択性が帰属するある特権的な場所が、〈規範〉の、従って〈意味〉の自体的な妥当性の備給源として成立しているときに与えられるのだ、と。我々は、このような特権的な場所のことを「〈主体〉の先験的審級」と呼ぶことにしよう<sup>(14)</sup>。

ところで橋元の「仮人称発話」論は、アイロニーの固有の特徴を、その言及性よりも、むしろ

る言及対象の仮構性に求めるべきであることを、示唆しているように思われる。してみれば、アイロニーの〈意味〉の決定に関してここで確立された結論を、発話一般へと敷衍できるはずだ<sup>(15)</sup>。即ち、あらゆる発話は、その〈意味〉が決定可能なときには、〈主体〉の先験的審級に帰属させうる一種の言及として了解されているのだ、と仮説を立てることが許されよう。従って、(この仮説に従えば)、言語行為(発話)は、言語行為の経験的な現在に論理的に先行する、〈主体〉の先験的審級からの言及として実現されることによって、直接的=自体的に妥当な〈意味〉を備給され、その成立の積極的な可能性を与えられることになる。確かに、多くの発話は、アイロニーの場合のように明白に言及としての性格を露わにしない。しかし、それは、これらの発話が言及ではないからではなく、言及対象の性格によるものと解釈しうる。アイロニーの場合、言及の対象となった行為は仮構的なもの(仮人称発話)として了解されていた、他の多くの発話では、言及対象となる行為が、言及という行為と同様に現実的なものとみなされる。アイロニーの場合、言及と言及対象の間にあるこのような性格の差異(現実的/仮構的)によって両水準の「落差」が強調されたが、他の多くの発話は両水準の間にこのような性格の差異を持たないため、両水準の「落差」自体が見過ごされがちとなるのであろう。しかし、だからといって、後者のような発話が、言及ではないとは断じて言えない<sup>(16)</sup>。

例えば、「私は女子大生が大嫌いだ」という発話をとりあげてみよう。これはAustinの分類では態度表明型(Behavitive)の発話内行為の一種ということになるだろう<sup>(17)</sup>。この発話内行為は、言及ではないと言われるかもしれない。しかし、それならばなぜ人はこの発話に――発

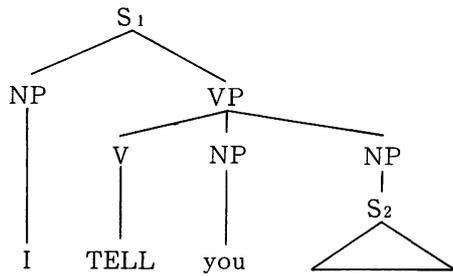
話の状況に応じて程度の差があるとは言え――「さも重要そうな」含みを感じ取るのか?<sup>(18)</sup>この発話の〈意味〉の了解が、その〈意味〉をある(不可視の)特権的な審級へと帰属させることを通じてのみ果たされていたからではないか?従って、この発話が「私は女子大生が大嫌いだ」(なる判断は妥当である)」という潜在的な言及の形式を持っており、そのことによってその〈意味〉が一種の「普遍性」を要請しているかの如くたちあられるからではないだろうか?<sup>(19)</sup>

【3】SadockやRoss等生成意味論派に属する言語学者たちの提出した「抽象的執行仮説(abstract-performative hypothesis: APH)」が正しいとすれば、ここで我々の提起した仮説にも論拠を提供するものである。APHは、あらゆる文が、基底構造においては執行文であるとみなす。Ross等は様々な言語学的な証拠をあげてこの仮説を基礎づけようとするが、その詳細に立ち入るのはここではひかえておこう。抽象的次元に想定される執行文は次のような構造条件を備えている。

- ① 1人称の主語をもつ
- ② 2人称の(間接)目的語をもつ。
- ③ 平叙・肯定・現在の文である。
- ④ 動詞(抽象的な執行動詞)の意味素性は次の如きものである(平叙文の場合)

+ performative
+ communicative
+ linguistic
+ declarative

したがって、④のような素性をもつ抽象的動詞をTELLで表現するならば、APHによるとすべての平叙文は次のような句構造をもつということになる。



APHは执行的な発話の〈意味〉が決定可能であるとき、少なくとも次の諸点が成立していることを、含意している。

- [1] 発話の〈意味〉が決定可能なとき、当該の発話がそれへと帰属されるような〈主体〉の場所が、(抽象的次元に)想定されている(Iの指示対象として)。
- [2] 発話の帰属先である〈主体〉は、その度ごとの発話の起源をなすものとして了解されており、従って経験的な言語行為に対して論理的な先行性を有するものとして想定されている。即ち、その存在性格は、いわば理念的(先験的)である。執行文が現在の文であるということが、〈主体〉のこのような存在性格を表示するものと考えることができよう。
- [3] youによって指示されるようなもう一つの〈主体〉が、第一の〈主体〉に帰属する言語行為の執行対象として措定されており、言語行為は、(適切な場合)、対象的な〈主体〉への発話の〈意味〉の伝達([+communicative])を通じて、その言語行為を律する〈規範〉の選択性を二次的にその対象的な主体にも帰属せしめるような潜在的な力能を有するものとして、(即自的に)了解されている([+performative])。Austinが見出した発話内効力とはこの力能のことである。youによって指定される

この第二の主体は、言語行為の〈意味〉を了解するや否や、この効力の対象として定在しはじめる。(言語行為をめぐって設定されている二つの〈主体〉の非対称性は重要である。第一の〈主体〉は、言語行為の帰属に関して緒発的(能動的)であり、第二の〈主体〉は派生的(受動的)である。)

[4] 明示的な発話(S<sub>2</sub>)は、理念的な〈主体〉の言及対象として定位されており、このような位置づけを少なくとも必要条件として、その〈意味〉を決定されている([+declarative, +linguistic])。

以上のようにAPHの含意を解釈するならば、我々は少なくともここから次のようなことを結論としてひきださう。発話は、(〈意味〉が決定可能なとき)、行為の現在に論理的に先行するような先験的な〈主体〉からの言及として(したがって一種のメタ言語として)実現されているということ。そのことによって、(顕在的な)発話は、その〈意味〉の(普遍)妥当性を追補されるということ(抽象的執行動詞の素性に[+declarative]が含まれていることを見よ)。

これらのことから、APHが前項で我々が提起した仮説を支持するものであることが明らかとなる。おそらく、言語行為が、その原理的な不可能性(=自己言及性に基づく失効可能性)を「克服」しうるのは、理念的=先験的な場所に、言語行為の選択がそこに帰せられるような〈主体〉が投射されていたからなのだ。その〈主体〉の投射と並行して、その〈主体〉の選択がそれ自体で〈意味〉を決定するような一種のメタ言語の位置する理念的空間が拓かれ、そのメタ言語における言及という形態の下で、発話は、例の自己言及性を隠蔽しているのである<sup>(20)</sup>。

【4】〈主体〉の先験的審級が投射されるとと



#### IV

【0】発話ないし言語行為にとって、その〈意味〉の決定不能性は、本質的な不可避の事態である。本節では言語行為論が、〈主体〉の先験的審級を実体として所与化することで、このような事態の不可避性を看取できなかつたこと、それと同じ理由から、Derridaが *écriture* と呼んだ「記号」の境位に理解を示さなかつたことを明らかにする。

【1】重要なことは、〈主体〉の先験的な審級は、必然的にその存立を得るような所与の実体としては断じてありえないということだ。それは、蓋然的にしか存在できないような（しかし発話が了解されるときには即自的に覚知されてしまうような）一種の仮象のようなものでしかない。原理的には、〈主体〉の審級に帰属せられた選択自体が、ある別の〈規範〉の選択の結果としてしかその〈意味〉（許容性（妥当性）／非許容性（非妥当性））を決定できないのだから。言い換えれば、かかる審級に帰属される〈意味〉自体も、完全に言及の対象となりうるので、原理的には、〈意味〉の間の言及的循環を、消去することができないのである。〈主体〉の先験的審級は、〈意味〉の決定に関する最終審級ではないのだ。

だから、〈主体〉の先験的審級は、Garfinkelが指示したような実験的なコミュニケーションによって、簡単にその基盤を失ってしまうのである。そこでは、人々は、言及はしても言及されないままに成立しうるような究極の発話へと至り得なかつたのだ。

分裂病者が欠落させ・全く覚知できないのは、このような〈主体〉の先験的審級である。発話において自己言及性（メタ言語と対象言語の混同）は不可避であり、そのために生ずる決定不可能な発話に直面しつつもその状況から逃れら

れない状態を G. Bateson〔1972 = 1981〕は、*double bind* と呼んだ。Batesonによれば、*double bind* が反復的に強いられたとき、子供は分裂病へと至りやすい。分裂病者は、話し手が本当のところ何を言いたいかかわからない、と言う。つまり、分裂病者は、「真の」〈意味〉（を基礎づける選択性）を帰属させるための審級を覚知できないのであり、そのために *double bind* 状態で呈示されている二つの矛盾するメッセージを、排他的なレベル（メタ・レベルをオブジェクト・レベル）へと分類することができないのである。しかも、Bateson〔1972 = 1982〕も強調しているように、このような言語のレベルの混同は、いかなるコミュニケーションにとっても不可避であり、分裂病は単に「極端な場合」に生ずるだけである。

【2】Ⅲでみてきたように、〈主体〉の先験的審級は、発話の〈意味〉の「決定」にとって、したがって〈規範〉による発話の評価にとって、不可欠の前提を提供するものではあろう。しかし、それは蓋然的にしか実現しない一種の「奇蹟」だ。だが、コミュニケーションという言語ゲームに内属する者にとっては、その実在性は自明であり、彼らは、それを即自的に覚知してしまっている。

だが、Austinをはじめとする言語行為論者は、この審級を、〈意味〉を決定する最終審級として実体化し、それに対して一種の存在論的解釈（〈主体〉の審級の存在の場を個体の身体の「内面」という虚構的な空間に求める解釈<sup>(23)</sup>）を与えた。なればこそ、彼らは言語行為を包括的かつ排他的に適切なものと不適切なものへと分割する条件（〈規範〉）をくまなく記述すると確信できたのである。Austin〔1962 = 1978 : 106 - 107〕は、言語行為の〈主体〉を「発話起源 (*utterance-origin*)」と命名し、また

次のように述べている。「ところで、行為なるものは、人物 (person) によってのみ遂行しうるものである。しかも、われわれの挙げた事例〔执行的発話の事例〕は、発話者本人が行為の遂行者でなければならないものであった。……要するにそこでは、発話の時点において、発話している人物によって行なわれている何ごとかが存在しているのである。」「このようにして、当該の行為を行う『私』(‘I’) が全体の構図の中で本質的なものとして登場することになる。」言語行為論の最大の理論的難点は、〈主体〉という先験的審級を所与化し、実体化したところにある。それは、コミュニケーションという言語ゲームに内属する内的視点を模倣しているのだ。

このような傾向は、Austin の後継を自認する人々の議論においては、さらに顕著に認めることができる。例えば、Searle の場合は、「心理状態 (psychological state, mental state)」、あるいはとりわけ「意向状態 (intentional state)」の名の下で、〈主体〉の先験的審級に帰属する理念的空間が実体化され存在論的に解釈されている<sup>(24)</sup>。Searle によれば、言語行為とは、「意向状態」を外化=表現したものである。富岡〔1982〕が指摘するように、Searle の理論構成の下では言語行為には少なくとも二つの意向状態が関与する。一つは、言語行為によって表現される信念・願望・意図などであり (I<sub>1</sub>)、他の一つはこれらを聞き手に伝達し特定の社会関係の内に実現しようとする「意図」(発話内目的, I<sub>2</sub>) である。I<sub>2</sub> は、I<sub>1</sub> が実現されるとき社会関係の種類を定めるものであるから、興味深いことに、I<sub>2</sub> は I<sub>1</sub> に言及する述語の形式 [I<sub>2</sub>(I<sub>1</sub>)] をとっている。すなわち、I<sub>2</sub> は、〈主体〉に帰属されるメタ言語と同型的な構造を持っているわけだ。それだけではなく、

Searle の理論では、精神 (=〈主体〉に帰属する理念的空間) の構造と言語行為の構造は細部に至るまで対応している<sup>(25)</sup>、何故言語 (行為) の基礎にその起源をなすような精神的実体として「意向状態」を指定しなければならないのか、理解に苦しむほどである。それは、「意向状態」に言語行為の〈意味〉を決定する最終的な根拠を見出すためだったのである。

〈主体〉の審級を実体化するから、Searle によれば、〈意味〉の決定不能な発話はありえない。Searle は、「雪が降っている、しかし私は雪が降っているとは信じない」とか「私は君に喫煙しないように命令する、しかし私は君が喫煙しないように望んでいない」といった発話は (実的には) ありえない。彼によれば、そこで表現されているような矛盾した「意向状態」はありえないからだ。しかし、ダブル・バインドに直面したときに与えられる発話とはまさにこのようなものではないか。そのとき、発話をその外化とみなしていいような「意向状態」が端的に無い。

このような〈主体〉の先験的審級 (とそれに帰せられる理念的空間) の実体化は、Derrida の言う「現前の形而上学」の一つである。現前とは、結局、〈意味〉の妥当性 (非妥当性) が、無媒介に、直接に (それ自身はもはや根拠づけられることのない) 「実体 (たとえば〈主体〉のような)」によって根拠づけられることである。例えば、Austin は言語行為の「脈絡 (context)」がその〈意味〉の決定に対してもつ重要性を強調したが、彼によれば「脈絡」自身の〈意味〉は、脈絡内の特権的な要素としての〈主体〉における現前によって調達される。Derrida〔1971: 383〕は言う「〔コンテクストの〕本質的な要素の一つは……古典的な理論と同様依然として〔Austin にあっても〕意識・語る主体の

その言語行為の総体に対する意図的な現前である。このことによって、執行的なコミュニケーションもまた意図的な意味のコミュニケーションに逆もどりしてしまう。」<sup>(26)</sup>

【3】言語行為にとって——繰り返すこととなるが——その〈意味〉の決定不能性は、原理的な事態である。先験的な準位での〈主体〉の存在は、決して端初的な事態ではないのだから。言語、あるいはより広く記号が、その〈意味〉を決定できぬままに遊動する境位は、現前を担保するこのような〈主体〉にとっては異和的なものに相違ない。周知のように、このような境位にある記号を Derrida は、*écriture* と呼んでいる。

Derrida [1972 : 386 - 387] は Austin から次のような言を引用している。「…… 執行的発話は、まさに発話であるが故にすべての発話を汚染する…… 災禍をもまた被ることになる。…… われわれは当面意図的にこの問題に立ち入ることを避けておきたい。この災禍という語で、私は、例えば次のようなことを考えているのである。即ち、ある種の執行的発話は、例えば、舞台の上で役者によって語られたり、詩の中で用いられたり、独り言の中で述べられたりしたときに、独特の仕方で実質のないものとなったり、あるいは、無効なものとなったりするという種類のことがらである。このことはおよそ発話といえるもののすべてについて同様に妥当する。」(Austin [1962 = 1978 : 37 - 38]) Austin はこの種の「災禍」を、発話の「奇生的用法 (*parasitic*)」・「言語退化 (*etiolation of language*)」などと呼んで理論の中核的な対象から「当面」排除しているが、もし Derrida が *écriture* と名付けた記号の境位を、〈主体〉の先験的審級での〈意味〉の備給より、記号にとって一層原基的なものとして把握するならば、このような「奇

生的用法」「言語退化」の方にこそ、記号の原基の様相の確実な示唆を看取できるように思われる。なるほど、確かに Searle [1977 : 206 - 207] が Derrida への「返答」の中で指摘しているように、この種の発話の奇生的な使用は、日常的な使用法を前提にしており、それなしでは意味を持たない。しかし Derrida が着眼したのは奇生的な使用のもつある特殊な側面である。そこでは、発話の使用が、使用する〈主体〉からいわば隔離されている。即ち、我々は、このような使用においては、そこに現存する身体を通じて、例えばその「内面」などに、使用の起源ともいべき実体的根拠を直接に透視しない（例えば、我々は役者の身体の「内面」に、役者の科白の原因となる「意図」を直接に認めるわけではない）。かくして「奇生的使用」は、発話の起源としての〈主体〉の位置を相対化してしまう。このような使用では、発話は、「起源」から直接導出されたものではないから、常に必ず非創始的なものに留まる。「奇生的使用」は、Derrida が *écriture* と呼んだ境位の喩的な描像を与えることであろう<sup>(27)</sup>。

*écriture* には、それ自身は言及されない最終的な言及の場、その〈意味〉を決定する審級がない。つまり記号は決して〈意味〉を最終的に決定する「起源」に至り得ないから、いつでも一種の「反復」でしかありえない。記号は、あるいは言語行為は、適切でもなければ不適切でもなく、積極的な同一性を欠いたまま、そこかしこに現生することができるのである（このような可能性のことを Derrida [1972] は「反復可能性 *itérabilité*」と呼んでいる）。

## V

【0】人によっては、先立つ二つの節(Ⅲ, Ⅳ)の結論が矛盾していると思うかもしれない。し

かし、そうではない。試みが未完なのである。我々は、言語行為の〈意味〉が了解されているとき〈主体〉の先験的審級が成立しているということを確認しておいた(Ⅲ)。しかしこれは端的な事態ではない(Ⅳ, Ⅱ)。従って、〈主体〉の先験的審級が一つの効果としていかにして産出されてくるかを、解明しなくてはならない。本節でこの解明のための緒口を示唆し、本稿を閉じることにしよう。

【1】言語行為論における〈主体〉の実体化は、〈主体〉の存在の座を個体の身体の「内面」に求められる虚構的な空間とみなす解釈・を随伴させてきた。このことは、〈規範〉の選択性を、純粹に私的な(心的)能力に帰属させたのと同値である。「私的」というのは、その能力の存在を原理的に他者が確認しえないという意味あいにおいてである。「内面」という隠喩は、このような含意を持っている。

〈主体〉の座についてのこのような存在論的解釈に対しては、我々は、Wittgenstein〔1936-1 → 1953=1976〕の思考実験を援用することで、その原理的な難点を明らかにすることができる。

Wittgensteinは、「感覚日記」なるものを想定することによって、私的言語が可能かを問う。即ち、私的に言語ゲームを営むことが可能かを問うのである。私的な言語ゲームが可能なとき、そしてその場合にのみ、〈規範〉の作動が私的な能力を原因としているという解釈が正当である可能性が生ずる。

Wittgenstein〔1936-1949 → 1953=1976: 258°〕は、「私的言語」として次のような例をあげる。「〔他者には全くうかがい知ることのできない感覚が私には繰り返して生ずるとして、〕私はその繰り返し起こる感覚を日記につけようと思う。そのために私は、その感覚を記号『E』と結合させ、そしてその感覚が生じた日の記録

には、必ずその記号を書き込むことにする。』『E』は私的言語である<sup>(28)</sup>。そしてこの言語の使用の許容性/非許容性(適切性/不適切性)は、単に私的にのみ確認しうる〈規範〉に従って弁別されるしかない。即ち、この語の使用は、私的に営まれる(そしてそれ以外に営まれようがない)言語ゲームをなしているということになる。

しかし、——常識に反する結論だが——Wittgensteinによれば、このような私的言語ゲームはありえない。なぜなら、使用そのものの事実性と使用の正しさ(許容性)を判定する規準=〈規範〉が区別されえないからだ<sup>(29)</sup>。例えば私が今『E』を使用(記録)したとしよう。この使用は正しいのか正しくないのか(この使用は〈規範〉上許容されたものだったのか、許容されないものだったのか)。それは、明らかにそのどちらでもあり得ない。もしその使用を正当化しようとしても、私はただその使用は正しいから、正しいのだとしか言いようがないのだから<sup>(30)</sup>。つまり「私的言語ゲーム」には、ある使用の許容性/非許容性を決定するアルゴリズムが存在しない。ただそこには、その言語(らしきもの)が使用された(というより「生じた」という事実のみが残る。それはもはや〈規範〉に従った言語ゲームとは言えない。(例えば、一方に『E』と空白のランダムな順列があり、他方に「正しく使用された』『E』の記録があったとしても、両者がどのようにして区別されるかを、誰も——勿論私も——説明できない。)

従って、〈規範〉の作動の原因を、私的な(心的)能力に、つまり「内面」に求めることはできない。

それ故、ある審級(〈主体〉の先験的審級)が、〈意味〉を決定する〈規範〉の帰属先として認知されているとすれば、その審級は私的な

ものではありません、その審級への〈規範〉の帰属の認知は、はじめから、それ自体である一定範囲の「他者たち」への〈規範〉の可能的な帰属の認知を随伴していなければならない。あるいは、より精確には、その審級への〈規範〉の帰属の認知は、その〈規範〉を採用すべきであるとの〈(価値的) 規範〉が一定範囲の任意の他者たちに帰属していることについての認知を含意していなければならない (↳ cf 宮台〔1983〕)。このような意味で任意の「他者たち」に対する代表性を見込まれることによって、〈規範〉の妥当性の備給源の如く覚知されることになる審級を、我々は〈第三者の審級〉と呼んできた。この審級が〈第三者の審級〉と呼ばれるのは、この審級を占拠するものと覚知される身体が、内的視点に対しては、常にいかなる場面でも、対面可能な具体的な身体に解消されえないような「第三者」としてしか、覚知されえないがためである (大澤〔1982 a, b, 1983〕)。おそらく、〈主体〉の先験的審級は〈第三者の審級〉のある一つの存在の様式なのだ。〈主体〉の先験的審級は、〈第三者の審級〉を潜称しているとき、そしてそのときに限って、〈規範〉の帰属先として作動しうるのである<sup>(31)</sup>。

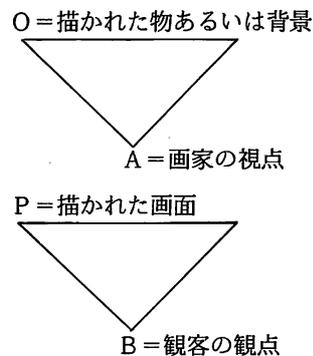
〈主体〉の先験的審級が、〈意味〉の妥当性の備給源たりえたのは、おそらく、それが〈第三者の審級〉のある一つの「変容」だったからだ。〈意味〉の伝達の、したがってまた「効力」の伝達の高度な「効率性」は、〈第三者の審級〉への帰属化を介してしか〈意味〉は同一性をもったものとして認知されえないということによって支えられよう。なぜならば、そのような場合には、〈意味〉が了解されるやいなや、その〈意味〉を同定する〈規範〉は、単に発話者に対してだけでなく、受話者に対しても妥当な(つまり「採用すべき」)ものとして機能し

てしまうだろうから(伝達の拒否が、常に抗い難い「力」に対する抵抗としてしかありえないのもこのためである)<sup>(32)</sup>。

それ故、〈主体〉の先験的審級が、例えば「私(I)」という語によって指称されるなどの仕方では、個体の身体(の「内面」と親縁な関係を保持していると覚知されているときには、〈第三者の審級〉が、おそらく、何らかの機序に従って個体の「内面」の内へと固有化されたのだ。そのとき、「内面」という領域は二重性を帯びて覚知されることになる。私秘的で経験的であると同時に、社会的で先験的でもあるような場所として。

【2】しからば、〈第三者の審級〉はいかにして可能なのか? この問題については我々は試論をくり返してきたが(大澤〔1982 a〕〔1982 b〕〔1983〕)、ここでは Searle によるベラスケスの<sup>ラス・メニナス</sup> 絵画『侍女たち』の分析(Searle〔1980=1983〕)を手懸りにしてこの問題に一瞥を与えておこう。

Searleは、この絵が「集合論におけるパラドックスやうそつきの二律背反を思考する際に感ずると同一の当惑を生じさせる」という。この絵が表現する世界の〈意味〉が、丁度「うそつきのパラドックス」のように、決定不能なのである。なぜか? 古典的絵画は、「物」の視覚的相を視覚的に再現するものである。即ち古典的



絵画を支配する convention とは、視覚的相の下で、AのOに対する関係が、BのPに対する

関係と同一なること、である。ところで「侍女たち」には、画家自身がOとしてPの中に描かれており、その画家がAの位置にあるモデルを描いていることが表現されている。Aの位置には、もう一人の画家がいることが要請されるが、そこには画家はいない。そこにいるのは、Oの内部の画家のモデルとしてのフィリップ4世夫妻だからである。このことは、Oの内部丁度Aの正面にあたる位置にあるものとして描かれてある鏡が、国王夫妻を写しだしていることによって、含意されている。それ故、この絵をめぐるパラドックスとは、次のような事柄である。第一に、観客が自らを同一化させるいかなる画家も、点Aの位置から排除されていること。第二に、視点Aを失った画家は、絵の中の点OからOを描いているのだが、OはAに対応してしか存在しえない点だから、このことは不可能であるということ。

だが、このパラドックスは、Searleによれば、彼が「示向状態」と呼ぶような、「私的な心的能力」が解決する。ポイントは、言語行為の「私は言う」の執行的「私」に対応するような「私は見る」の「私」の視点が、この絵画が表現する世界の部分として内属する具体的=実在的視点ではなく、いわば世界の外部にあるような抽象的視点である、というところにある。見る「私」は、世界を国王夫妻として視ている（だから画家はOの位置にありつつAにあるものとして世界を視ている）のだが、そのようなことが可能なのは、「私」が、AとOが「AにとってもOにとっても同一であるような世界」に対して関わる異なっているが相補的であるような視点であること、を知っているからである。だから、「私」の視点をAに固定することもOに固定することも厳密には正しくない。「私」の視点の位置は、AにとってもOにとっても同一

である世界を、そのようなものとして同定する位置であり、世界内のどの具体的な場所にも局限できない。ところで世界内の諸々の特個的な視点に対して存在する世界を、一個同一のものとして同定する抽象的な視点は、我々が〈第三者の審級〉と呼んできたものだった。結局、言語行為論者のいう「私」(〈主体〉)は、〈第三者の審級〉に帰せられる力能を、わがものとしてしていると覚知されうるときだけ、「私」(〈主体〉)たりうるものとして振舞うのである。

だが、このような抽象的視点が可能であるとするれば——Searleの指摘するところではないが——、より一層原緒的な相で、世界に内在する〈身体〉が次のような事態を保証していなければならぬ。一つの〈身体〉の上で、ある特定の視点からの「見る」が、別の視点からの「視られる」を、つまり別の視点の「見る」を同時に含意できること、即ち、「Oから見る」が「Aから見る」を排除せず、「Aから見る」が「Oから見る」を排除しないで、複数の「見る」が共起しうること、これである。このような事態こそ我々(大澤〔1982b〕)が〈過程-身体〉と呼んだ身体のある位相に特徴的な二つの作用——求心化作用・遠心化作用——が招来するところのものである。もし、一つの〈身体〉上に複数の〈見る〉が互いを排除せずに共起しうるならば、それらの「見る」がさし向けられた「所視」は、それらの一連の「見る」に共帰属するような「同一の世界」へと分凝しうるのであり、このことと丁度相即するようにして、その「同一の世界」をその〈志向対象〉として帰属させる・諸々の〈見る〉を積分して代表するような(従ってどの特個的な〈見る〉からも独立した)抽象的な審級が、その蓋然性(≠必然性)を拓かれるだろう。このようにしてこの蓋然性を拓かれる抽象的審級こそ、〈第三者の審級〉

に他ならない。

〈第三者の審級〉は、世界に内在する身体（過程—身体）の作用（活動）が帰結しうる、以上のような特殊な効果に由来するのではあるまいか。もしそうだとすれば、この効果はまさに転倒と呼ぶにふさわしいものだ。身体の作用（活動）を律する〈規範〉を帰属させる先験的場所が、身体の作用（活動）のあとで、存在を与えられるのだから<sup>(33)</sup>。

## VI

以上の理路の展開の全体を、もう一度簡単にふり返っておこう。①我々は、まず、言語行為論が従来のコミュニケーション理論に対してもった革新的意義を確認し、とりわけその〈効力〉概念に着目して、〈意味〉の概念を再検討した。②ついで言語行為（の連鎖）が自己言及的であるため、言語行為の〈意味〉の決定不能性（したがって言語行為の失効可能性）は原理的なものであるということ、を指摘した。従来の言語行為論はこのような可能性に盲目だった。③だが、この言語行為の〈意味〉の決定不能性は、言語行為が「〈主体〉の先験的審級」からの言及として了解されている限りにおいて、隠蔽されているということを明らかにした。④この分析をうけ、我々は、言語行為論の最大の難点が、このような審級を所与の実体として予断的に仮設していたところにあった、と指摘した。言語行為の〈意味〉の決定不能性に対する言語行為論の盲目は、このような予断に由来していたと考えられよう。⑤最後に、この〈主体〉の先験的審級が〈意味〉の了解構造の内に成立する機序を解明するのに有用と思われるいくつかの示唆——〈主体〉の先験的審級が〈第三者の審級〉の一つの存在様式だと思われるということ・〈第三者の審級〉は身体の作用が帰結しう

る特有な転倒によって見出されるに至るということ——を提起した。

## 注

- (1) Austin は、話者が発話を行う際に同時に含まれる行為を三分した。「発話行為(locutionary act)」「発話内行為(illocutionary act)」「発話媒介行為(perlocutionary act)」の三者がそれである。発話行為とは、何かを語るという行為(an act of saying something)であり、それはさらに三つの契機——音声を発する行為(音声行為 phonetic act)・文法的文を発する行為(用語行為 phatic act)・有意味な語を発する行為(意味行為 rhetic act)——に分解される。発話内行為とは、何かを語ることに於いて執行される行為(an act in saying something)のことであり、約束・警告・命令・報告などの行為を、この種の行為としてあげることができる。話者がある発話によって発話内行為Aを執行したとき、その発話はAに対応した発話内効力(illocutionary force)を持つと言われる。Austinによれば、この行為の特徴は、行為を適切なものとして成立させる条件が、慣習的(conventional)であるところにある。発話媒介行為とは、何かを語ることによって執行する行為(an act by saying something)であると定義される。話者は発話を用いて聞き手の感情・思考・行為などに(非慣習的な)影響(発話媒介効果 perlocutionary effect)を与えることができるが、このとき話者は発話媒介行為を遂行したと言われる。このような三分は、発話の分類ではない。発話は、三者を同時にその契機として含む。例えば「私はあなたに勉強しろと命令する」という発話は、文法的で意味ある音声の連結を産出している点で発話行為であり、命令を遂行している

点で発話内行為であり、さらにこれによって聞き手が怒ったり発奮したりすれば発話媒介行為でもある。

- (2) Austin は、在来の言語論が、発話の機能を「記述」に一面化してきたことを批判し、発話を「事実確認的発話 constative utterance」と「執行発話 performative utterance」の二種に分類し、とりわけ後者の重要性を強調した。前者は言語に外在する「事実」を記述する発話であり、「真／偽」の規準によって評価される。後者は、話者がそれを用いて行為を執行することになるような発話であり、「適切／不適切」という規準によって評価される。後者はさらに、執行する行為の効力が「私は（あなたに）～する」という形で示されている明示的形態と、効力が含蓄されるだけで明示的でない（従ってあいまいな）原初的形態とに二分される。（例えば、「私はあなたに勉強しろと命令する」という形で発話されれば、それは明示的な執行発話であり、単なる「勉強しろ」と言う発話は、原初的な執行発話である）。明示的な執行発話の中で効力の種類を示す動詞（「命令する」「警告する」「約束する」など）は、執行動詞（performative verb）と呼ばれる。さらに Austin は、後になって、前注であげたような言語行為の三分類を提案することを通じて、事実確認的発話（陳述）さえも、一種の発話内行為であるとみなすに至ったようである。このような理解に至りつくすことで、Austin も初期には残っていた記述主義的残滓が、後の理論から完全に払拭されることになる。
- (3) ある場合には、Austin 自身さえもこのような立場にくみしていたように思われる。
- (4) Luhmann は「意味」を「体験加工 Erlebnis-verarbeitung の形」と定義した。「意味」という形式が他の潜在的諸可能性を接近可能な

ものとして維持しつつ、ある特定の可能性を顕在化して選択するからである。このことを、我々のここでの文脈では、次のように移し変えて考えることができるかもしれない。ある特定の「意味  $F(a_1)$ 」は、同一の関数  $F(x)$  の特定値たる限りで他の特定値  $F(a_2)$ ,  $F(a_3)$  ……を（同一の〈規範〉に対して）等価な選択肢（可能性）として指示した維持しているのだと。

- (5) 約束という言語行為を例にとれば、Searle のいう適切性条件の内実は次の如くである。

命題内容条件 — 話し手は、自らの将来の行為 (A) を記述するような命題内容 (P) を表現しなければならない。

予備条件 — 話し手による A の遂行が聞き手に望まれ、そのことを話し手は知っており、かつ話し手が A を遂行することが聞き手にとって自明ではない。

誠実性条件 — 話し手は A を行う意図を持たねばならない。

本質条件 — 話し手は A を行う義務を自ら引き受けねばならない。

(↳ Searle [1965 : 149-152], 広井 [1978 : 12])

- (6) なぜならば、それは「すべての慣習的行為」が被るべき災禍なのだから。
- (7) 言語行為論は明らかに今日でもここに Austin が提案した戦略の内部にある。
- (8) 伝統的な語用論におけるアイロニーの了解機制に対する説明とその問題点については、橋元 [1985] が手際良くまとめている。橋元は、伝統的解釈を代表するものとして、Searle 流の解釈と Grice の解釈をあげている。Searle 流の解釈 (Searle の解釈ではない) によれば、文字通り遂行されるはずの言語行為の適切性条件が不成立のとき言語行為に皮肉がかぶさり、そのことによって直接的言語行為とは反対的な間

接的言語行為が生ずることになる。Griceによれば、会話一般には、その遵守が予期されている「会話原則」（協調原則と4つの会話的格率より成る）が存在している。だが時に会話原則に反するようにみえる「発話」がなされることがあるが、その時もお聞き手は、話し手が真意においては会話原則を遵守しているとみなすために、彼は「発話」に言外のメッセージ（会話的含意）を推論する。Griceはこのような会話的含意の一つとしてアイロニーを位置づけた。さらに Searle・Griceの発想を総合するようなものとして Back and Harnish〔1979〕のものがあるようだが、それは上の二つの解釈の域を大きく越えるものではない。

橋元〔1985〕によれば、以上のような伝統的説明には次のような諸難点がある。第一にそれは「うそ」とアイロニーの区別がどうなされるかを説明しない。第二に、アイロニーが評価語を含むとき、ほとんどの場合「いい意味」を発話内で用い、結果的に「よくない意味」を伝達するが、このようなアイロニーの非対称性が説明されない。第三に、木魂的アイロニー（次注）の了解機制が説明できない。第四に、アイロニーの了解はいわば端的になされるのであって、伝統的語用論が想定するような複雑な推論が了解に先だてなされたとするのは無理がある。実際、言語心理学的実験によっても、子供はアイロニーを全く理解不可能か端的に理解可能かのどちらかに明確に二分され、字義から推論をめぐらして理解に至るといような中間的段階は存在しない。

- (9) 木魂的アイロニーとは、先行する発話（の一部）を直接に「引用」するような類のアイロニーである。橋元〔1985〕のあげた例を借用しておこう。

A：私は今まで天賦の才だけに頼ってきたこと

が誤りだと初めて気付きました。

B：ほおう、天賦の才ねえ。

- (10) 自生的アイロニーとは、字義と含意の関係が反転関係にあるような普通のアイロニーのことである。
- (11) Mention theoryは、古い理論よりも様々な点で説明力が高いと言える（↳橋元〔1985〕）。例えば、虚とアイロニーの区別が可能なのは、前者が「……が虚である」という言及にあたるような反語信号を欠くからである。また、この理論に従えば、ある言語行為がいかにして反対の〈意味〉をもつ言語行為に反転するか、といった旧来の難問を手がけずにすむ。さらに実証的にも、この理論を支持するような dataが出てきているようだ。Gibbsは、皮肉的表現と直截的表現を比較したとき、前者の方がむしろ〈意味〉の了解にかかる反応潜時が短いことを示した。このことは、伝統的な語用論が予想するところと逆である。また Jorgensen, Miller and Sperberは、信条・意見などの表明が、反復を重ねるに従って、除々にアイロニカルなニュアンスを含んだ発話として解釈されていくことを明らかにした。
- (12) Austinに対するDerridaの批判に Searleが返答するのはいかなる権利においてであろうか。Searleは、Austinの後継者としての「正統性」をある種の言語行為（宣言）によって自己自身で確立し、一連のコミュニケーションを開拓した。しかし、なぜこの言語行為は正統なのか？ これもまた本稿の問題の圏内にある。
- (13) 橋元〔1985〕は、mention theoryの問題点として次のようなことをあげている。第一に、明らかに社会的期待を反映する命題の「言及」であっても必ずしもアイロニーとして発効しない（A：「オレなんか、バカで、ノロマで、何の取柄もないから、一生人のカバン持ちでいいや」

B:「クラークいわく『青年よ、大志を抱け』だよ)から、アイロニーとしての了解を得るためには、単に「言及」であることが明白に認知されるということの他に、別の機構が必要であると思われる。第二に、「自生的アイロニー」で「言及」の対象とされる「社会的期待」なるもの本態が、不明確である。第三に、陳述以外の言語行為形態では何が「言及」されているのかわからない。第四に、アイロニーなる発話の言語行為としての理論上の位置がはっきりしない。

- (14) <規範>は、その本性上、行為の現在に対して論理的に先行して存在するものとして作用する。だから、<規範>の選択性が帰属せられるこのような審級も、経験的な行為に対して論理的に先行して存在するものとして覚知されざるをえない。この審級が「先験的」と形容されるのはこのためである。

また、注意すべきは、「<主体>の先験的審級」は、所謂「個体(の身体やその「内面」)」とは独立の概念であるということだ。実際、言語行為を、その当の言語行為が物理的に生起している個体に帰属させることができない事例(e.g. 分裂性発話)や、特定の個体に帰することさえできない事例(e.g. 法的発話)が、いくらでもある。(尤も<主体>の審級が個体の身体と、多くの場合、特殊な近縁性をもつことも確かである。例えば、<主体>の審級が、個体の身体に随伴する仮構的な空間(「内面」)に存するとみなされる。「私はI」というindexicalな表現は、<主体>の審級と個体とのこのような近縁関係に見合うものである。両者の近縁関係は、説明されるべきことであるが、しかしそのつながりは、決して必然ではない)

- (15) なぜならば、アイロニーの<意味>の決定に与るのはその発話の「言及性」だったが、その「言及性」がとりたててアイロニーを固有に特徴

づけるような属性ではないことが今や明らかとなったのだから。

- (16) アイロニーは、反語信号を随伴させるなどの方途によって、その「言及性」を特に明示する発話である。このことは言及性の明示が、言及という営みに必ずつきまとう「差異——言及する行為/言及される行為の差異」を強化し、そのことによって、述べてきたような両水準の落差を提示することにつながるからである、と解釈できるだろう。

- (17) よく知られているように、Austin [1962 = 1978] は、発話内行為を、判定宣告型 *verdictives* (評価判決など)・権限行使型 *exercitives* (命令・警告など)・行為拘束型 *commissives* (約束・保証)・態度表明型 *behabitives* (感謝・祝福など)・言明解説型 *expositives* (主張・解説など) に5分している。尤もこの分類は、すべての言語行為論者が完全と認めるような「決定版」ではない。言語行為の分類は、言語行為論者にとって非常に重要な理論上の課題をなしているようだ(↳土屋俊 [1983])

- (18) もちろん発話のコンテキストによって、その発話のもつ「重要そうな響き」に多様な差がでることだろう。例えば、『朝日ジャーナル』のような雑誌で椎名誠のような人が、「私は女子大生が大嫌いだ」とやれば、決定的だ。しかしそうでなくても、場末で名もない人が「私が女子大生が大嫌いだ」と発話しただけで、人はそこに特殊な「重要そうな響き」を、従って何かしら押しつけがましい感じをかきとってしまうだろう。

- (19) 発話を一般に言及的であるとみれば、本項の最初に示した例も何ら理論に対する躓きの石とはならない。それらは、実際言及なのだから。

- (20) 言語行為論者は、「発話内効力」の原因は話者の意図の「反射性」に存するという(Grice,



〈主体〉のこのような特権的な「超越性」が、典型的なまでに明瞭に仮定されている。Habermas〔1976〕によれば、コミュニケーションにおいて各談話を選択の許容域に指定する条件（〈規範〉）は4つの通用性 Geltung — 理解可能性 Verständlichkeit・真理性 Wahrheit・誠実性 Wahrhaftigkeit・適正性 Richtigkeit — であるが、それら諸〈規範〉は、さらに個体として解釈された〈主体〉たちの直接の合意（それは各個体による局所的な〈意味〉の選択（判断）が一致することである）によって担保されている。このような合意の場を Habermas は「談合 Diskurs」と呼んでいるが、それは、〈主体〉が、無媒介に（つまりあらゆる他の〈規範〉の前提なしに）、妥当な（従って誰もが従わざるをえないような）〈規範〉に基いた〈意味〉を選択しようと仮定するときのみ、可能なものとみなされうる。つまり〈主体〉に「現前」を保証する能力を仮定せねばならない。

だが、このような〈主体〉の超越性の仮定は、Habermas の理論をつぶさに追尾してみれば、循環論的な構成の中で脅かされているように思われる。①彼は「合意の合理的形式」を目的とする談合は、「理想的な発話局面」でしかありえないと言う。しかし、ある発話局面が理想的であり、それ故そこで形成された合意が合理的である、と言われるとすれば、ある特殊な条件を備えた発話局面を理想的で許容されうるものとして特性化するアルゴリズム（〈規範〉）が前提されていなくてはならない。例えば Habermas は、理想的発話局面での個体の発話は、暴力・権威・虚偽意識<sup>イデオロギー</sup>などによって歪曲されてはならず、ただ普遍的な理念<sup>イデー</sup>にのみ従っている、と言う。しかし発話を方向づける諸条件のうちあるものが虚偽意識などの歪曲因で他のものが

普遍的な理念だと決定するためには、諸条件をそのように弁別する〈規範〉が必要だ。しかるに、このような談合を律する〈規範〉自体は、個体間の合意によって妥当性を保証するわけにはいかない。② Habermas が合意の可能性を無前提に信憑しえたのは、（理想的発話局面にある）各個体が、妥当な意味（真理・普遍的な社会の目的）を選択しうるものとして、あらかじめ同型化されているからである。このように仮定された個体は、すでに私的な存在以上の存在であり、その間には合意以前に、そもそも判断の不一致がない。しかし、各個体の判断の一致を保証するのは、各個体の行為と認知を一律に制御する〈規範〉以外にはありえない。①、②より Habermas の理論では〈規範〉を根拠づけるための合意は、常に合意以前の〈規範〉に先取りされる他ないのである。

⑦ Searle〔1979〕はこのような奇生的用法の一つである虚構の言述の論理的な身分を、「偽装された主張 pretended assertion」として位置づけている。その際彼が疑わないのは、そのような発話内行為を成り立たしめる発話者の「意図」の存在である。「あるテキストが虚構作品であるか否かを決定する基準は、作者の発話内の意図の中になければならない。」（Searle〔1979：65〕）

⑧ というのは、この言話の〈意味〉は結局私的な感覚に帰するため、その〈意味〉の説明を他者に対して与えることができず、ただ自己自身に対してのみ与えうるにとどまるのだから。

⑨ そもそも Wittgenstein が述べているように、『E』が私的言語であるとすれば、『E』がある感覚に対する記号であるということすらできない。「感覚」は公的言語の言葉だ。他方『E』は私的言語だからその〈意味〉を私的にしか確認できない。それならば、なぜ『E』が感覚の

一種だとわかるのか。もし『E』が感覚だとわかるとすれば、それはもはや私的言語ではないからだ。

(30) 例えば、私的な心的世界の中にある「辞書」のようなものが存在し、それによって私的言語の〈意味〉が確認される、と考へても事態は少しも変わらない (Wittgenstein [1936-1949 → 1953 = 1976 : 265])。なぜなら、「E」の使用そのものが、その孤独な心的辞書の参照をすでに含んでしまっており、両者を分離独立させることができないからだ。結局、その心的辞書への参照を含む「E」の使用を、正しいものと正しくないものとに弁別するアルゴリズムは存在しない。

(31) Derrida [1977] は、Searle [1977] の「作者」を Limited inc. と呼び、また Sarl (Société a responsabilité limitée) と呼んでいるのは、おそらく、言語行為の〈主体〉(「作者」) がこのような匿名的な「第三者」としてしか特定できないからだ。

(32) 発話の〈意味〉の了解は、その度にある種の形式の〈規範〉を帰属させるものとしての〈第三者の審級〉の存在を覚知することと並行せざるをえないから、そのような形式の〈第三者の審級〉の存立を支持する一定の「社会関係」への参入を伴わざるをえない。

(33) このような転倒を〈前向的投射〉と呼びたい。

#### 文献

- Austin, J.L. 1962 How to Do Things with Words, Oxford Univ. Press: Oxford. = 1978 坂本百大訳『言語と行為』, 大修館。
- Bateson, Gregory 1972 "Toward a Theory of a Schizophrenia", Steps to an Ecology of Mind, Chandler Publishing Company. = 1981 黄寅秀訳「ダブル・バインド——精神分裂病論のために——」『現代思想』Vol. 9-10, 9-11。
- Cohen, J. 1969 "Do Illocutionary Forces Exist?", Fann, K.L. (ed.) Symposium on J.L. Austin, Humanities Press: New York.
- Derrida, J. 1971 "Signature, evenement, contexte", Marges de la philosophie, Les Editions de Minuit: Paris.
- 1977 "Limited inc. abc...", Glyph II.
- Garfinkel, H. 1967 Studies in Ethnomethodology, Prentice-Hall.
- Grice, H.P. 1957 "Meaning", Sternbery, D.D. & Jukobovitz, L.A. (eds.) Semantics: An Interdisciplinary Reader in Philosophy, Linguistics and Psychology, Cambridge Univ. Press.
- Habermas, J. 1976 "Was heißt Universalpragmatik?", Apel, K.O. (ed.) Sprachpragmatik und Philosophie, Suhrkamp Verlag.
- 橋元 良明 1985 「アイロニーの了解機制」『東京大学新聞研究所紀要』33。
- 橋爪 大三郎 1978 「〈言語〉派法理論——要綱——」(未発表)。
- 広井 脩 1978 「言語コミュニケーションに関する一考察——『発話』と『発話行為』について

- 」, 『東京大学新聞研究所紀要』 26。
- 1979 「『思想』としてのコミュニケーション論——チョムスキーとハバーマス——」, 『東京大学新聞研究所紀要』 27。
- Hymes, D. 1971 "On Communicative Competence", Pride, J.B. & Hahnes, J. (eds.) Sociolinguistics: Selected Readings, Penguin: Harmondsworth.
- 今井 邦彦 1975 『変形文法の話』大修館。
- 柄谷 行人 1983 『隠喩としての建築』講談社。
- 1985 「探究」, 『群像』 40-1, 40-2, 40-3, 40-4。
- Lawgendoen, D.T. 1975 "The Relation of Competence to Performance", Annals of the New York Academy of Sciences 263.
- 宮台 真司 1983 「行為理論の再構成——規範論的視角——」(東京大学大学院社会学研究科修士論文)。
- 野家 啓一 1983 「言語行為における<虚>と<実>」, 『理想』 601。
- 大澤 真幸 1982a 「物質と形式の交わる場所——社会的身体論の試み——」, 『思想』 698。
- 1982b 「身体の比較社会学」(東京大学大学院社会学研究科修士論文)。
- 1983 「正統性問題によせて」, 『ソシオロギス』 7。
- Searle, J. 1965 "What is a Speech Act?", Gilioli, P.P. (ed.) Language and Social Context, Penguin.
- 1969 Speech Acts, Cambridge Univ. Press: New York & London.
- 1977 "Reitering the Difference: A Reply to Derrida", Glyph I.
- 1979a "Intentionality and the Use of Language", Margalit, A. (ed.) Meaning and Use, Reidel.
- 1979b "What is an Intentional States?", Mind 88.
- 1979c "The Intentionality of Intention and Action", Inquiry 22-3.
- 1979d "Logical Status of Fictional Discourse", Expression and Meaning, Cambridge.
- 1980 "Las Meninas and the Paradoxes of pictorial representation", Critical Inquiry (Spring) = 1983 寺島悦思訳「『侍女たち』と経画的再現のパラドックス」, 『ユリイカ』 15-9。
- 1981 "Intentionality and Method", Journal of Philosophy 78.
- Spencer-Brown, G. 1969 Laws of Form, E.P.Dutton: London.

Sperber, D. & Wilson, D. 1981 "Irony and the Use-Mention Distinction",  
Cole, P. (ed.) Radical Pragmatics, Academic Press: New York.

富田 恭彦 1982 「サル哲学のその後」, 『理想』 590。

土屋 俊 1980 「言語行為論の展開」, 『言語』 9-12。

————— 1983 「何種類の言語行為があるか? — ゲームとしての言語行為 —」, 小林康男他著  
『ゲームの臨界 — アゴーンとシステム —』朝日出版社。

Wittgenstein, L. 1936-1949 → 1953 Philosophische Untersuchungen,  
Basil blackwell. = 1976 藤本隆志訳『哲学探究』(ヴィトゲンシュタイン全集8),  
大修館。

(おおさわ まさち)